

国連交渉と国際金融機関の動向から見る気候資金

国際環境NGO FoE Japan
開発金融と環境プログラム
清水規子

1. 気候資金の背景： 異常気象の増加と途上国の脆弱性

■ 世界各地での自然災害、異常気象の増加

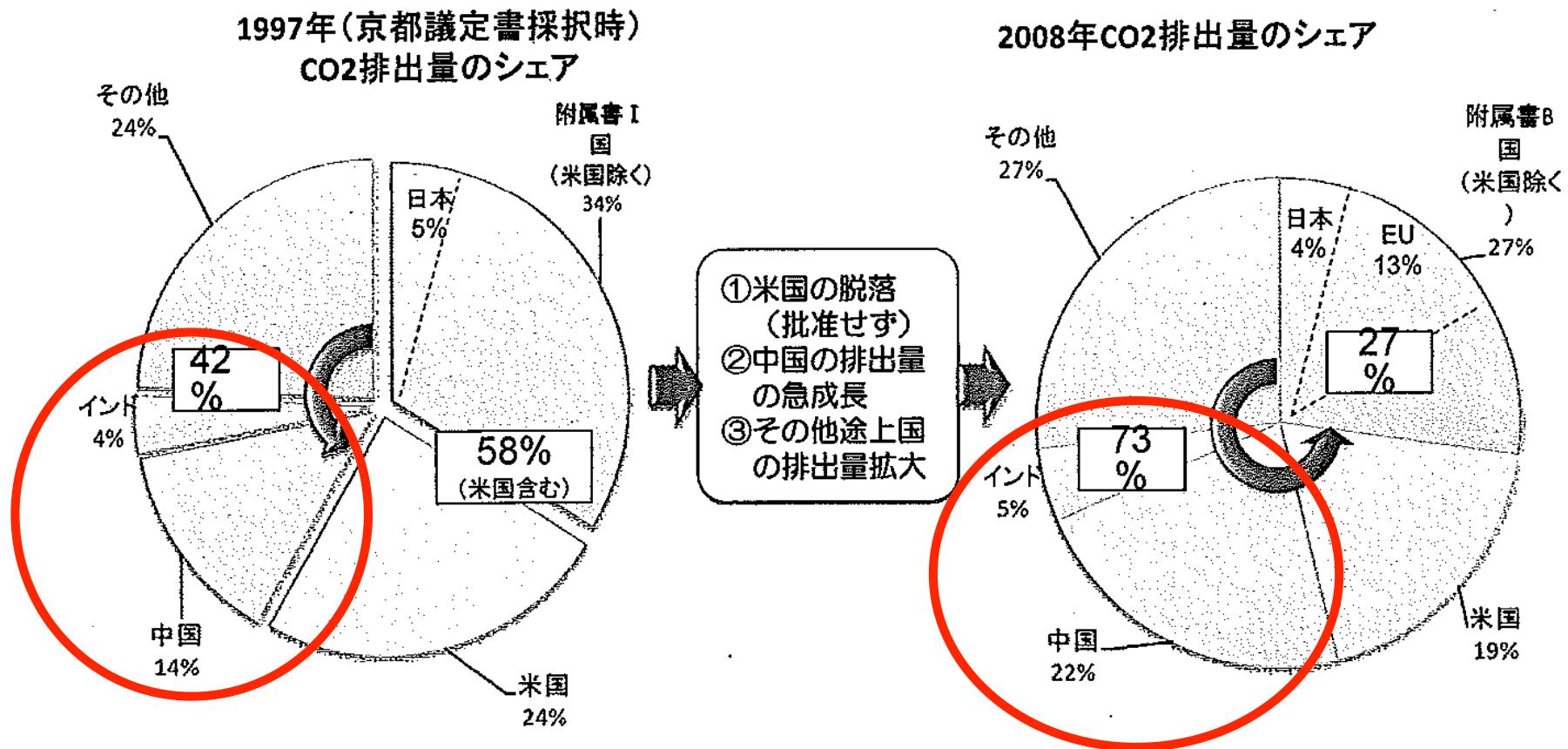
- ・ 最近の10年間(1995年～2004年)は、1970年代に比べて発生件数、被災者数が約3倍に増加。(内閣府)
- ・ 2010年、950件の自然災害が発生。
9割が気象災害。約1300億ドルの経済損失(ミュンヘン再保険会社)

■ 途上国に対する脆弱性

- ・ 災害による犠牲者の大半は低・中低所得国(内閣府)
- ・ 途上国は適応能力の制約により、先進国よりも気候変動への適応が一層困難。また途上国の持続可能な開発が侵害される (IPCC第4次評価報告書)

1. 気候資金の背景： 途上国によるGHGs排出

■ 増加する途上国からのGHGs排出



出典:IEA CO2 emissions from fuel combustion 2010
経済産業省資料より

1. 気候資金の背景: 途上国支援に対する先進国の責任

■ 先進国の責任

- ・ 気候債務: 気候資金は「援助」ではなく「義務」であるべき。
- ・ 気候変動枠組み条約: 先進締約国による途上国への新規かつ追加的な資金の供給。
- ・ バリ行動計画: 途上国支援(技術・資金・能力向上)
- ・ カンケン合意: 資金規模が拡大された新規で追加的で適切な予測可能な資金源。途上国の緩和行動確保のための支援。

2. 既存の資金メカニズムを巡る議論

(主に途上国政府・市民社会)

	資金	運営・意思決定等
適応基金 (AF)	CDMの2%という資金源の他は、任意拠出のため資金不足。 *2010年10月までに約2億ドル	業務報告が、COP/MOPという開かれた場で開催され、どの国でも意見を言う機会がある。
地球環境ファシリティ(GEF)	慢性的な資金不足 *4億5900万ドルのプレッジ	GEFの運営に対する途上国の不信感
気候投資基金(CIFs)	先進国が国連よりも優先する傾向 *2009年10月までに、64億ドル	・世界銀行が温暖化の原因となる化石燃料開発などに投資 ・世界銀行への根強い不信感

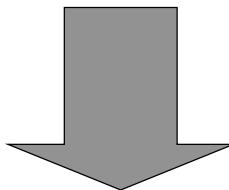
3. 既存の資金と必要とされる試算のギャップ



試算

	適応	緩和
UNFCCC事務局	2030 年までに毎年US\$280～670 億	2030年までに毎年US\$920–970億
世界銀行	2030年までに毎年US\$700—1000 億	
G77＋中国		2020年までに毎年US\$2000–4000億

<http://www.climatefundsupdate.org/> より

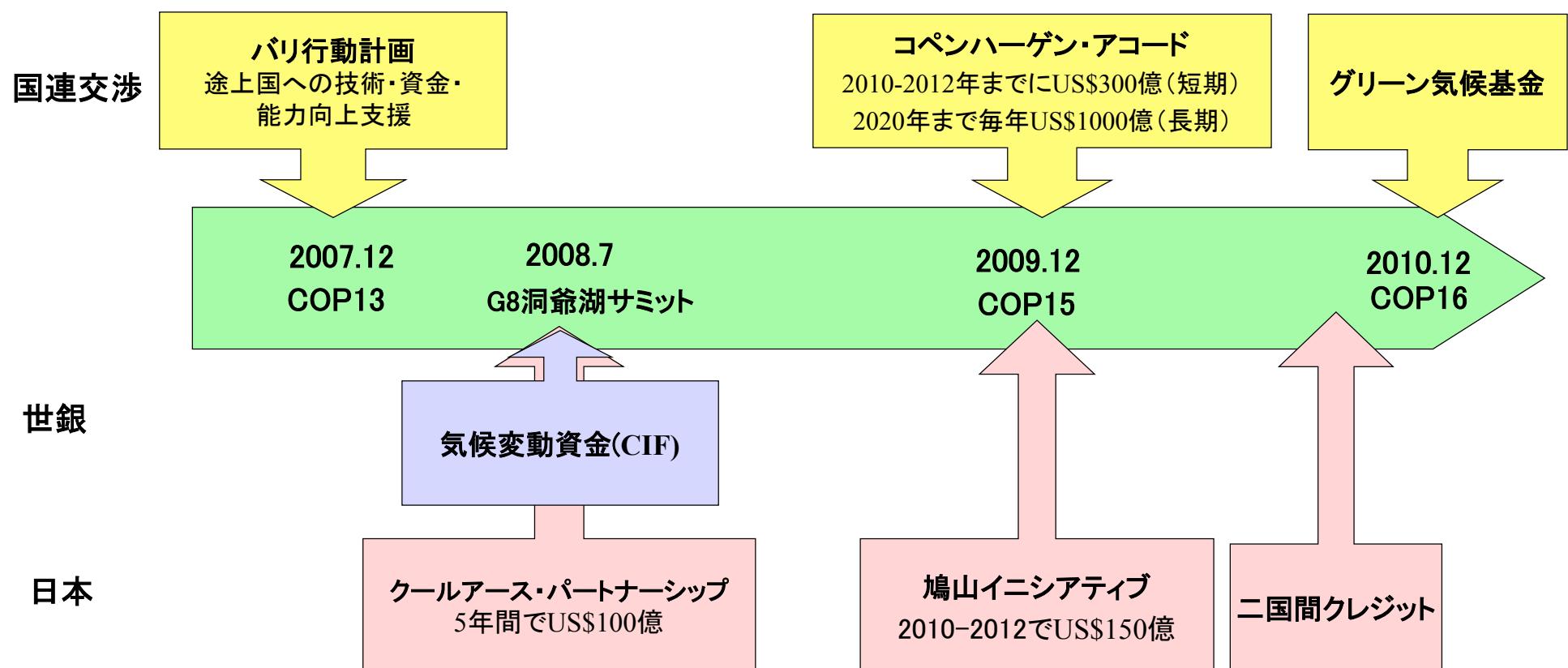


既存の資金：

- ・ GEF(気候分野), 適応基金、世銀気候基金、二国間を含んでも **US\$270億1505万**
- ・ 地球環境ファシリティー(GEF)のうち気候分野への拠出額：
「気候変動特別基金(SCCF)」、「低開発途上国基金(LDCF)」を二つあわせて **US\$4億5900万** のプレッジ (GEF COP16 report)
- ・ 適応基金: 2012 年までに **US\$2.6億～4.8 億** の予測 (AF board secretariat)

4. 新たな気候資金のための動き

- ギャップを埋めるための新たな資金源の確保
>新規の追加的な予測可能な資金でなければならない

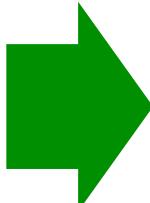


5. 国連交渉と気候資金:COP16の決定



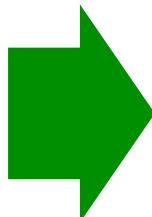
■ 資金額・メカニズム等

長期資金
(2020年までに年間US\$1000億)



今後は、未知数。

短期資金
(2010-2012年にUS\$300億)



Fast-start Financeとして、
現在、約265億 USD集まった

グリーン気候資金の設立



多様な資金源を想定

■ その他

- ・緩和と適応のバランス配分
- ・透明性の確保と報告

5. 国連交渉と気候資金:長期資金の資金源



■長期資金の資金源に関する助言グループ

- 2010年2月:国連事務総長、気候変動資金に関するハイレベル助言グループ設立
- 2010年11月:報告書完成(分析結果であって、統一見解ではない)

■2020 年までに年間1000億ドルを集めるための、4つの「新規の追加的な」資金源

①公共セクター収入:

例)金融取引税から20億～270億ドル

各国政府のGDPの0.5%～1%の収入 等

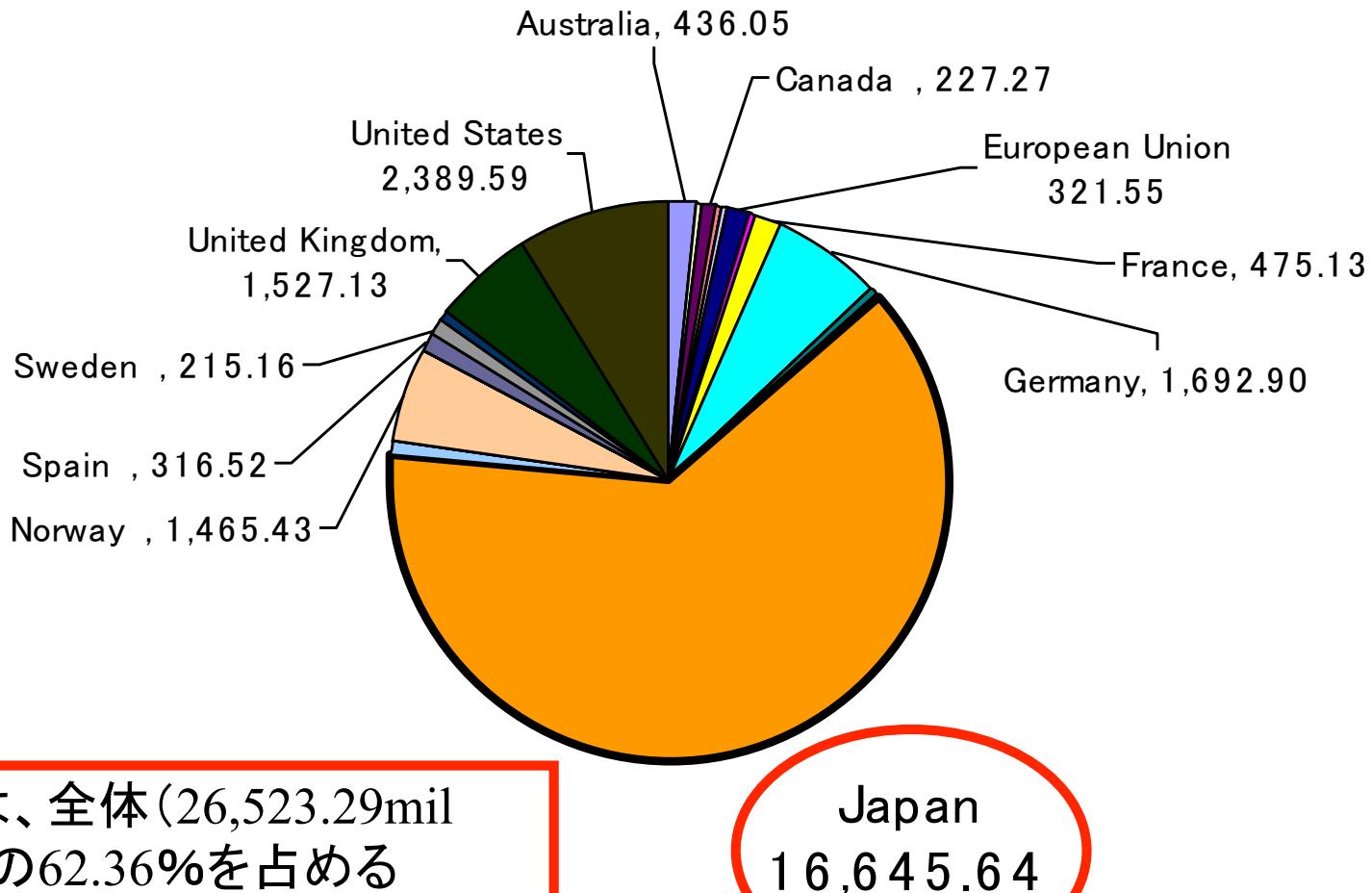
②多国間開発銀行:ネットフロー110億ドル

③民間投資:5000億ドル

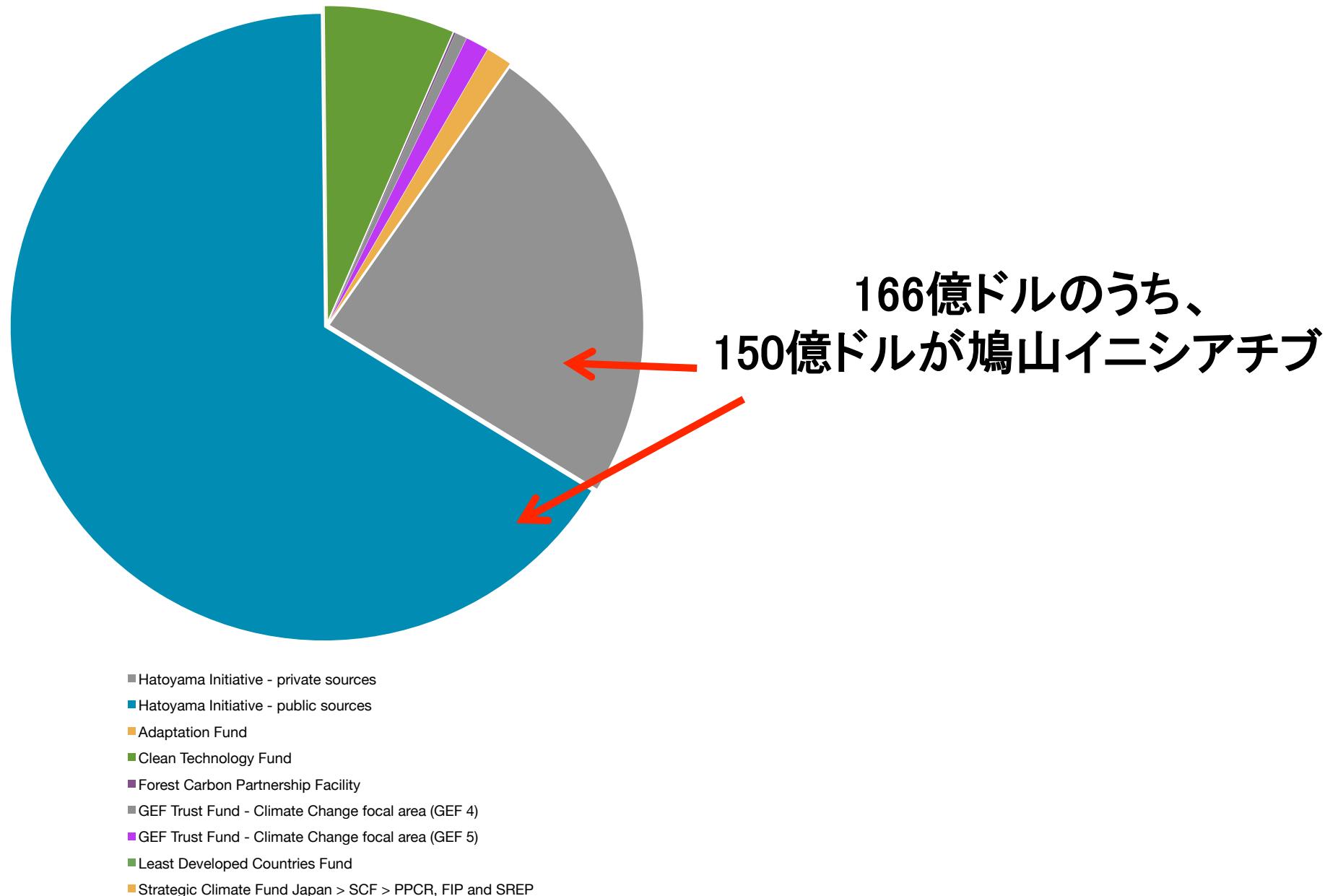
④炭素市場関連:

例)国際航空税から10億～600億ドル等

5. 国連交渉と気候資金: 短期資金と日本



5. 国連交渉と気候資金: 短期資金と日本

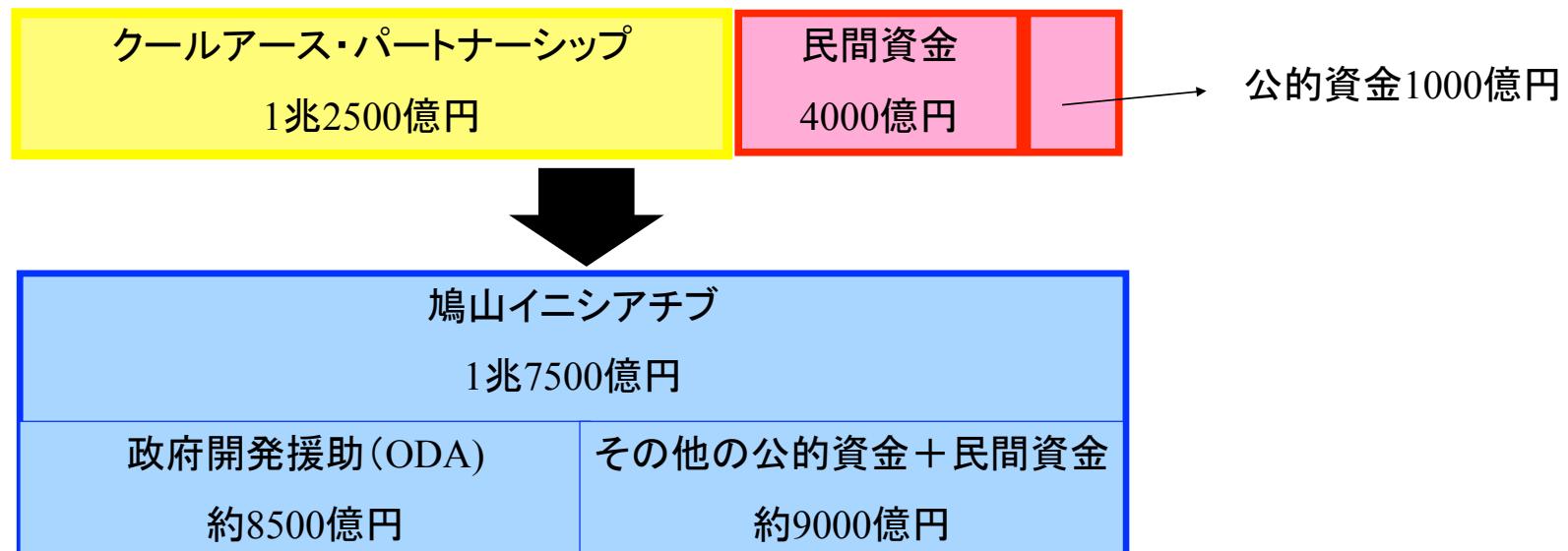


5. 国連交渉と気候資金: 鳩山イニシアチブ



■2009年12月、鳩山イニシアチブ表明

気候変動対策に取り組む途上国、及び気候変動の影響に対して脆弱な途上国に対し、**2012年末までの約3年間で、1兆7500億円**規模の支援



<懸念点>

- ・不透明な内訳
- ・対象分野: 不明。しかし、原発も?
- ・日本の思惑…途上国に日本の主張を受け入れさせる切り札

6. 途上国が気候資金に求めることと日本の気候資金のギャップ

	途上国の主張	日本の気候資金の特徴
資金源	新規で追加的	既存のスキームを集めたものと一部追加的な資金
	公的資金からの拠出	公的資金と民間資金
資金管理・運営	国連の下で管理	世界銀行と二国間交渉を優先。
	条件が課せられてはならない	日本の気候変動政策を支持することが条件(クーラースパートナーシップ)
	透明性の確保	極めて限定された公開情報
	途上国が意思決定に平等な立場で参加	平等とは言えない関係
使途	適応支援は無償援助	適応支援にもローンを含む
	適応と緩和に同等に支援	極端に緩和に偏った支援(2010年4月時点で、51億\$が緩和、2.3億\$が適応)
	環境保全性が高く、持続可能な発展に寄与する事業に支援	原子力やCCS等、環境社会影響が懸念されている事業を含む
	オフセットと気候債務の返済は別	オフセットを期待

7. 国連交渉と気候資金:グリーン気候資金



グリーン気候基金の設立

- ・ COPのガイダンス下に設置
- ・ 先進国、途上国の中から同数の代表からなる委員会
- ・ 暫定受託者としての世銀の役割
- ・ 暫定委員会(先進国15、途上国25)による基金の制度設計

グリーン気候資金設立にあたり重要なこと

- ・ 公平性のある意思決定のしくみ
- ・ 全ての段階における情報公開とステークホルダーの参加
- ・ 先進国に対する法的拘束力のある拠出/報告義務
- ・ セーフガードの確保
- ・ 途上国による報告義務
- ・ 適応、緩和のバランス

REDD+と資金問題

セミナー「気候変動でお金はどう動く?
～COP16の結果を受けて～」
2011年2月25日
川上 豊幸

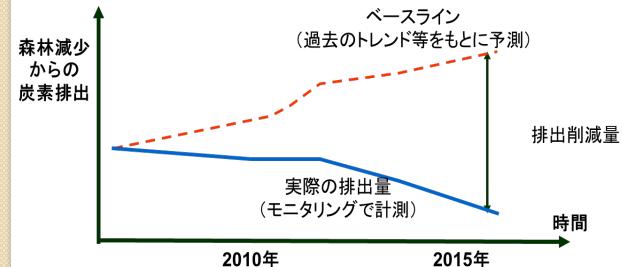
レインフォレスト・アクション・ネットワーク
日本代表部
熱帯林行動ネットワーク
運営委員



1

REDDとは？

- 途上国における森林減少・劣化防止による温室効果ガスの削減 (Reduce Emission from Deforestation and Degradation in Developing countries)
- 途上国における森林の減少・劣化に政策措置やインセンティブを与え、これを防止した際に、何も対策を講じなかった場合 (Business As Usual) に排出されたであろうGHGを削減したとみなす。



3

世界の人為起源の温室効果ガス排出 (IPCC『気候変動2007 統合報告書』)

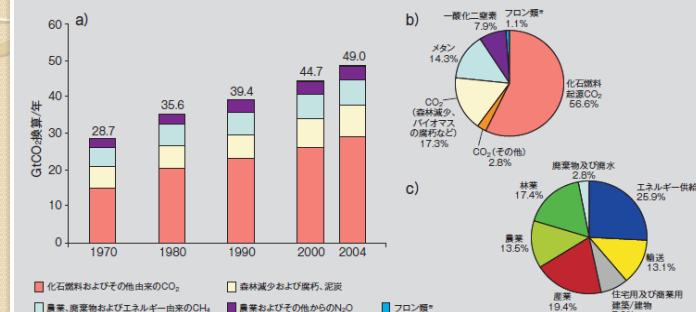


図 SPM.3. (a)1970~2004年の世界の人為起源温室効果ガスの年間排出量⁵、(b)2004年の人為起源温室効果ガス総排出量に占めるガス別排出量の内訳(CO₂換算ベース)、(c)2004年の人為起源温室効果ガス総排出量に占める部門別排出量(CO₂換算ベース)の内訳。(森林部門には森林減少を含む) [図2.1]

2

REDD+の活動とは？

- REDD-plusの活動内容
 - (a)森林減少からの排出の削減
 - (b)森林劣化からの排出の削減
 - (c)森林炭素蓄積の保全(conservation)
 - (d)森林の持続可能な管理
 - (e)森林炭素蓄積の強化(enhancement)

4

REDD+交渉の概要

- REDD+活動の目標：締約国は協力して条約の最終目標に合致するように、森林被覆と炭素喪失を緩め、停止し、反転することを目的とする。
- REDD+の段階アプローチ決定
 - (1)国家戦略や活動計画、政策措置の開発とキャパシティ・ビルディングで開始（計画段階）
↓
 - (2)さらにキャパシティ・ビルディングと技術開発、技術移転、成果ベースでの実証活動(demonstration activities)を伴う政策措置や戦略、活動計画の実施（実証段階）
↓
 - (3)完全に、測定(measure)、報告(report)、検証(verify) (MRV) の対象となる成果ベースの活動に展開へ（完全実施段階）

5

資金確保の方法について

- 国家戦略や活動計画、政策の開発やキャパシティ・ビルディングの策定（準備段階）への支援を特に先進国が多国間、二国間のチャンネルを通じて行うよう要請（76.）
- 条約作業グループ(AWG-LCA)が完全実施のための資金オプションに関する調査を行い、決定への勧告を含めて、進展についての報告を行うよう要請（77.） → 決定は先送りへ
- 資金確保方法の検討（マーケット利用の可否、オフセットとしてのクレジット化問題）
→ オフセットとしてのマーケット利用では「削減量」が移転され、先進国の排出量の削減義務回避に利用可能？

6

今後のREDD+の課題

- 資金確保方法の検討（マーケット利用の可否、オフセットメカニズムとしてのクレジット化の問題）
- REDD+の技術・方法論的課題
 - 排出、森林などの参照レベルの設定、測定方法の検討
VCSでの動きの影響は？
→ 追加性、永続性、リーケージへの対処
 - 定義の問題、～「森林」の定義、「森林減少」や「森林劣化」「持続可能な森林管理」「天然林」等々の内容についても議論が必要。Ex. 定義したいで、REDD+は実質的に森林破壊や炭素排出を促進する可能性も。
→ 産業植林の取り扱い、CDMとの切り分け
→ 「セーフガード」は情報提供システムのみ
いかに確認・検証(V)するのか？
→ 苦情処理システムの必要性の検討は？
→ 先住民、地域住民の参加と権利の確保とFPIC
→ 國レベルと地域レベルの統合、プロジェクト案件の扱い
- 需要圧力という森林減少・劣化の原因への対処の議論

7

REDD+で必要となる資金予測

- Sathaye et al.(2007)
2030年までに2007年と比較して10%森林減少削減するのに年間4-12億ドル(335億-1000億円)トータル最大2.2兆円
- IWG-IFR (Oct 27, 2009)
2015年までに年間森林減少を25%減少のため130-230億€(1.5兆円～2.6兆円)
- REDD+パートナーシップ(Dec 2010)
2015年までに森林減少を25%減少のために240億ドル(約2兆円)+準備支援

8



REDD+パートナーシップでの分析 ：民間資金について

- ・「民間セクターからの投資がないと、地球規模での気候変動の緩和と貧困削減や生物多様性保全、持続可能な発展などのコベネフィットが実現できない。」
- ・「また、プロジェクトベースの資金提供では、目標としているベネフィットを必要な規模で実現することはできないことが、これまでの経験から示されている。よって、別のある方法が導入されるべきである。」

9



REDD+パートナーシップでの評価

- ・多国間資金はフェーズ1の半分以上の資金ニーズを手当てしているが、二国間資金の役割は限定的で、数か国に限られている。
- ・森林減少の根本的原因に対処するための他の活動による便益の可能性を考慮していないが、REDD+国家戦略では、REDD+支払制度の長期的な有効性を確保するためには、**そうした他の活動への投資を検討すべき。**
- ・**根本原因への対処**はREDD+制度実施が成功する前提条件。**効率的資金活用法(IWG-IFR)**

10

REDD+の現状と課題 ～インドネシアの事例から

国際環境NGO FoE Japan
満田 夏花(みつた・かんな)
kanna.mitsuta@nifty.com

内容

- インドネシアにおけるREDD+をめぐる状況
- 事例1：カリマンタン森林炭素パートナーシップ
- 事例2：カティンガン泥炭地回復・保全プロジェクト
- まとめ

2

FoE JapanのREDD+関連調査

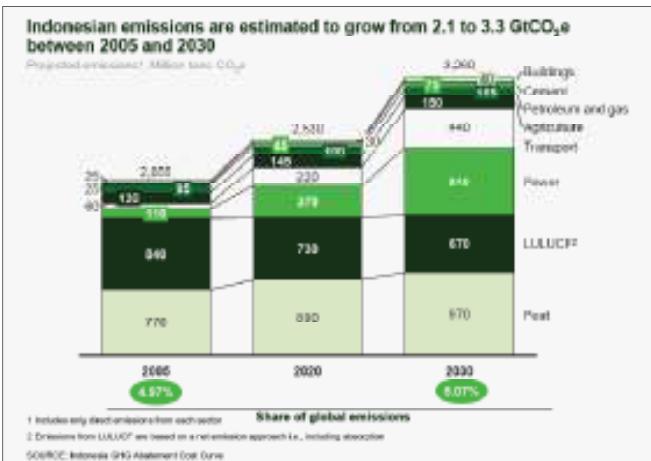
- 国際交渉の把握
- 今まで実施した事例調査：
 - インドネシア・アチェ州：ウル・マセン・エコシステムREDD事業
 - カンボジア・Oddar Meanchey州：コミュニティ・フォレストリとREDDの複合型事業
- REDD+の資金メカニズム
- 潜在的な環境社会影響
- 土地利用に与える影響

3

インドネシアのREDD+をめぐる 状況

4

インドネシアにおけるGHG排出



出典: DNPI, Indonesia's greenhouse gas abatement cost curve, August 2010

5

GHG排出削減目標

■ インドネシア政府のコミット

「2020年までに温室効果ガスをBAUに比して26% (658 Mt CO₂に相当)、国際的なサポートを得られた場合は、BAUに比して41% (1.037 GtCO₂に相当) 削減」

■ 森林セクターを重視

■ 世銀、UN-REDD、ITTO、ノルウェー、オーストラリア、ドイツ、TNCなどがREDD+に関する支援を行っている

6

REDD+の準備状況

■ フェーズ1(国家REDD+戦略の策定): 2007~2008年

□ REDD+戦略は、現在Draft1, revised

■ フェーズ2(戦略に盛り込まれた政策の実施) 2009~2012年

□ REDD+デモンストレーションに関するガイドラインの策定、土地利用政策や森林減少の要因の分析、MRVの方法論の確立、利益分配に関するルールづくりなどが進行中

■ フェーズ3(完全な実施) 2012年以降

7

インドネシア＝ノルウェー パートナーシップ合意

■ インドネシアは、森林および泥炭地に関する温室効果ガス排出を削減するための措置を講じ、ノルウェーはそれを支援するために今後数年間で10億米ドルの資金援助を行う

■ 注目集めたモラトリアム条項: 「天林や泥炭地のプランテーション開発に対する新規コンセッションの承認を2年間にわたって凍結する」

Letter of Intent between the Government of the Kingdom of Norway and the Government of the Republic of Indonesia on "Cooperation on reducing greenhouse gas emissions from deforestation and forest degradation". May 2010, Oslo

8

モラトリアムをめぐる議論

- 「問題はむしろ、すでに乱発されているコンセッションにある。新規コンセッションのみを対象にするのでは問題は解決されない。既存のコンセッションについてもレビューを行うべき」
- 「開発を凍結すべき森林には、原生林のみならず二次林も対象とすべき」
- 「モラトリアムは、パルプ産業やパーム油産業の経済的利益を損ない、これは10億ドルをはるかに上回る」
- 「開発を凍結すべき森林は原生林に限るべき」

9

なぜ「モラトリアム」が重要か？

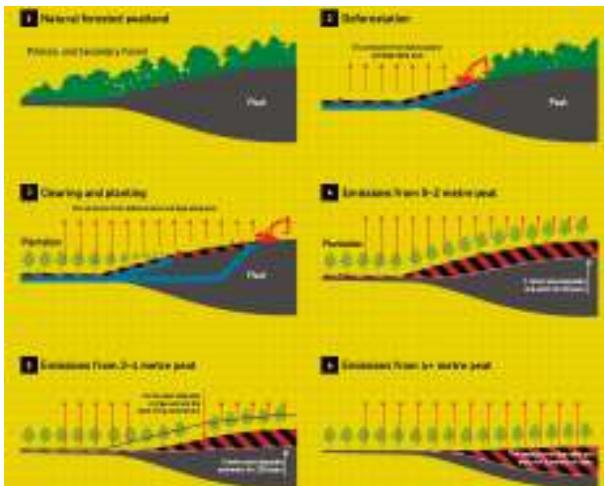
- パルプ、パーム油、農産物、バイオ燃料、石炭などの開発のために、すでにインドネシアの森林の40%、すなわち3,700万haもの面積が割り当てられている(Greenpeace, 2010)。
- 中でも、パルプ、パーム油、農業セクターは、将来の森林減少の最も大きな要因であり、このままでは2,800万haもの森林が消失する。
- 2025年までにパルプの生産を3倍とし、またパーム油の生産を2020年までに2倍にする計画
- 2030年までに700万haの林地がパーム・プランテーションに転換され、また、既存の森林から転換したパルプ用の植林地が600万～800万ha造成される。

10



12

泥炭地が開発されていくプロセス



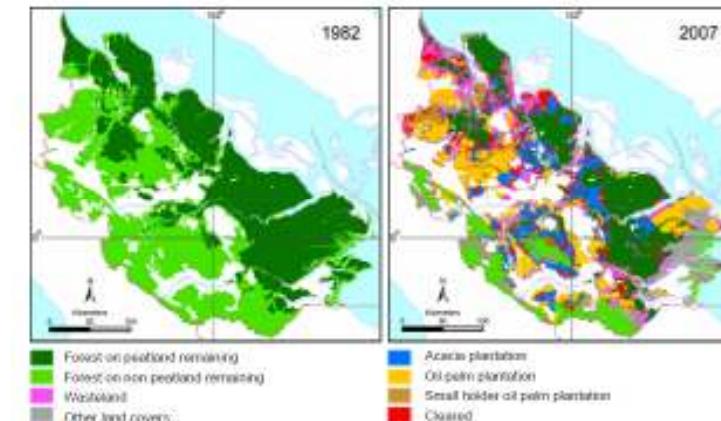
泥炭湿地林を伐採・排水
→表土の乾燥
→泥炭の分解
→CO₂の発生
→水位の低下
→泥炭の分解
→CO₂の発生
さらなるCO₂の発生が数百年続く

「3m以上の泥炭開発は禁止」←周辺部を開発すると泥炭は薄くなる

出典: Greenpeace International. 2010. REDD ALERT! Protection Money

13

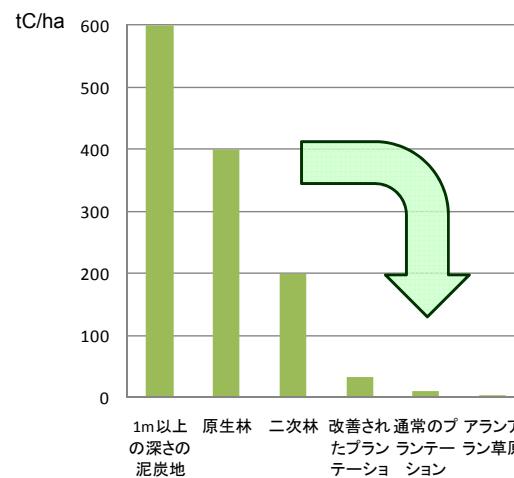
例：インドネシア・リアウ州 天然林の他用途への転換



森林被覆640万haが220万haにまで減少。そのうち200万haもの天然林が、パルプ用アカシアおよびアブラヤシのプランテーションに

Uryu, Y. et al. 2008. Deforestation, Forest Degradation, Biodiversity Loss and CO₂ Emissions on Riau, Sumatra, Indonesia. WWF Indonesia Technical Report 14

異なる土地利用における単位面積あたりの 炭素ストック（インドネシア）



出典: Greenpeace International. 2010. REDD ALERT! Protection Money

15

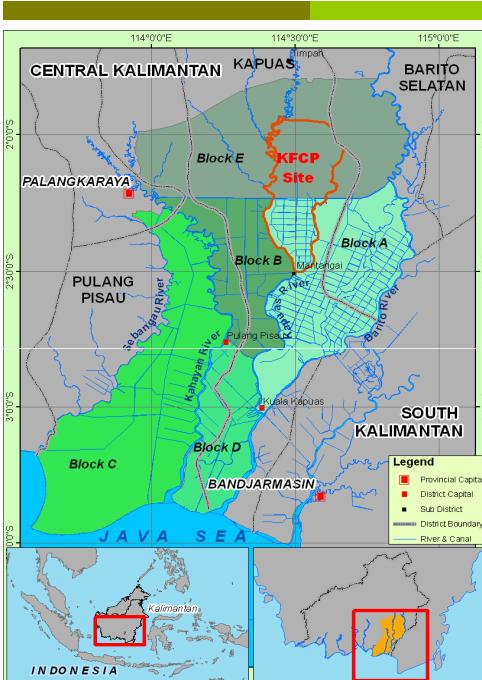
REDD+は、こうした状況の
歯止めになるか？

パルプ植林などに資金が流入し、
こうした事態をむしろ促進するの
ではないか？

16

事例1：カリマンタン森林炭素パートナーシップ

17



19

概要

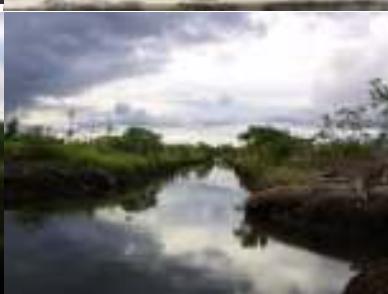
- オーストラリア政府が4年間にわたり3,000万ドルの拠出を行い、インドネシア政府と共同で中央カリマンタンにおいて大規模なデモンストレーション事業を実施
- カプアス川沿いの泥炭地12万haが対象
 - 運河のせき止め：湿地を回復させるために、排水路となっている運河をせき止め、水面を上昇させる。これにより火災を食い止める。
 - 森林被覆の回復：土壤の水分の回復を図るために、荒廃地において植林を実施する。
 - 生計への介入：持続可能な土地利用を促進するようなインセンティブを与える。
- NGOの参画：Care International やBorneo Orangutan Survival (BOS) Foundation

18

地域の特性①

- 「メガライス・プロジェクト」として広大な農地開発が進められた地域の一部を対象に。
 - メガライス・プロジェクト：1996年にはじまり、政府主導の下、食料増産のために、100万haの泥炭湿地林を農地に転換することを目的とした。このため、湿地林が伐採され、湿地を排水するための運河がのべ4,000kmにもわたり建設され、結果、広大な泥炭湿地林が消失した。KFCPサイトの北側70,000haは、まだ泥炭湿地林が残っており、南側50,000haは、すでに切り拓かれた土地か、または劣化した森林である。

20



地域の特性②

サイトの周辺には、14の村々が点在し、12,000人の住民が居住、その多くが先住民族(ダヤック)。現在、村人の生計は、①ゴムの生産、②ゴム以外の樹液やラタンなどの非木材生産物、③小規模漁業、④小規模農業。



地元コミュニティの生計はゴム(写真①、②)、ラタン(写真③)、米作(写真④)、非木材生産物(写真⑤)、漁業(写真⑥)、小規模農業でなりたっている。写真提供: WALHI

地元住民とのコミュニケーション と合意

- 2010年の中頃から各村でコンサルテーション会合が実施。事業内容が説明情報を受けた上で自由で事前の同意(FPIC)か?
- 「Forest = Money」という説明
- 村人の反応
 - 事業が住民の生計に貢献するのであれば、事業に賛成する
 - 森林の利用が制限されることを懸念

25

地元住民の森林利用の軋轢?

- 不信感の理由は、Tuanan村近隣におけるオランウータン保全のための研究事業の経験?
→「非木材生産物(NTFP=森の幸)を採取する場所として利用していたが、当該事業が来ることによって立ち入りが禁止された」
- 事業地の北東部に小さな水路を保有しており、樹液などの採取のための交通路として利用
→KFCP側は当該水路が森林に悪影響を与えるとして、ブロックすることを要請
→村人は断るが、最終的には水路がブロックされることを懸念している

26

「現在、私たちが森から得ている生活の糧を絶たれて、将来的にお金が入ると言われても、いつどれくらい入るかもわからないのに、納得できない」(Mantangai Hulu村住民)

27

活かされていないメガライス・プロジェクトの失敗の経験

- メガライス・プロジェクトの政策的失敗の分析が不在のまま進められている?



28

概要

- 中央カリマンタンのKotawaringin Timur 郡およびKatingan 郡にまたがる22万7,260haを対象
- 2007年に制定された法律に基づく生態系回復コンセッション(ERC*)の取得を目指し、泥炭湿地林を保全するための活動を行う。
- 事業主:PT. Rimba Makmur Utama社(以下RMU社)
- パートナー企業:Starling Resources社が実質の事業開発を担い、他のステークホルダーとの調整
- 資金調達先:Clinton Climate Initiative
- 現地におけるコミュニティとのコミュニケーション: Puter財団
- 技術支援:Palangkaraya大学、Terra Global Capital、北海道大学

ERC:2007年の林業省令(2008年に改訂)に基づく新たなコンセッションであり、今まで生産活動の用途にしか使えなかった生産林を保全用途に用いることができるもの。期限は60~30年間であり、35年間の延長が認められる。

事例2：カティンガン泥炭地回復 ・保全プロジェクト

29

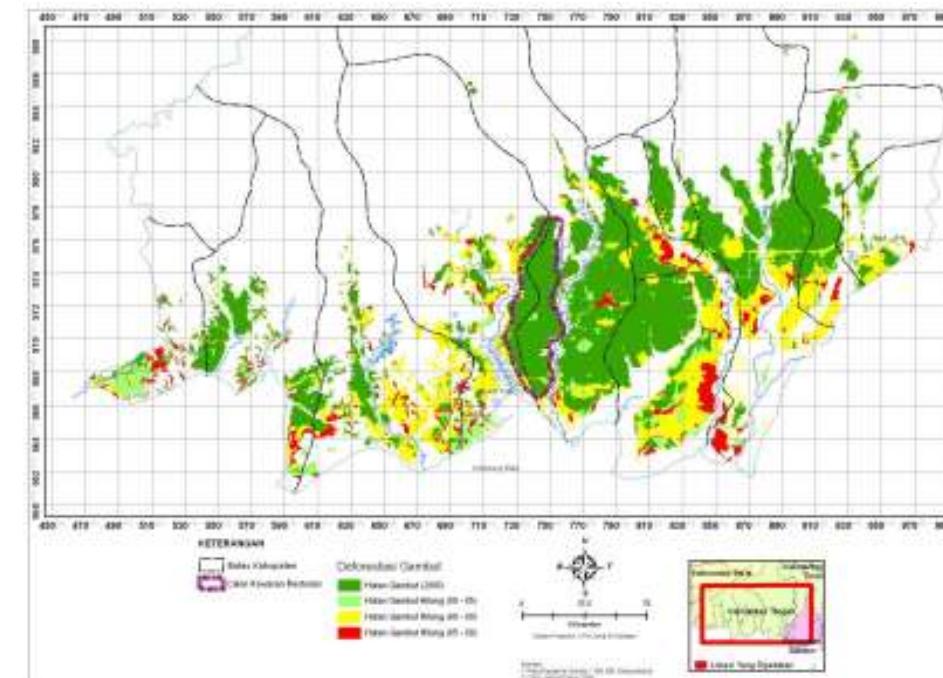
サイトの土地利用

- 事業サイトは、生産林(HP)約20万ha、転換林(HPK)約3万haから構成。転換林については、オイル・パーム等のプランテーションや農地に転換することができる森林、生産林についても伐採や材木用途のプランテーションに転換することができる。

	面積	%
生産林(HP)	198,396	87.30%
転換林(HPK)	28,864	12.70%
合計	227,260	100.00

RMU社提供資料

31





33

森林に対する脅威

- ①プランテーション開発などによる森林の転換
 - ②森林火災
 - ③鉱物資源の採掘
 - ④違法伐採
 - ①、③:ERCの取得
 - ②や④は、コミュニティと協働した森林保全活動
 - パトロールや火災防止活動
 - 樹液やゴムのマーケット開拓
 - 荒廃林の植林・回復
 - 川に沈殿している木材の利用
 - 水路のブロックによる水位の管理などを検討中
- 各コミュニティと協議した上で決定する

34

ERCの発行手続き

- 2011年2月現在、ERCは中央政府の了解は得られているものの、Katingan郡知事が当該地域において9の鉱物資源採取許可、6のオイルパーム・プランテーション許可を発出していることから郡の承認手続きが遅延している。
- 当該地域の内側に、別件のオイルパーム・プランテーション許可の申請がされている。
- パーム・プランテーションに対する村人の認識→かなり否定的。
「パーム・プランテーション事業によって土地を取られ、森が失われ、生計が失われた例をみてきた。」³⁵

地元住民とのコミュニケーション 及び合意

- 各村における本格的な協議会合はこれから。
- 現在までに、いくつかの村において、村人の生計や森との関りを認識するために、コミュニティ・マップを作成。
- 村のリーダーを招いての協議を数回実施
- リーダーたちは概ね事業について歓迎
「村の生計を助ける事業であれば歓迎」
「パーム・プランテーションが来ることに比べれば、森林保全事業の方がよい」
- 今後、本事業のバウンダリーや活動内容、制限事項、利益分配などについて協議が実施される

36

「事業の原則は、透明性、公平性、コミュニケーション、信頼である。とりわけ、コミュニティの参画は重要であるため、注意深く進めている」

(RMU社President Director、Dharsono Hartono 氏)

37



38



39





まとめ

- 法的枠組みや個別事業の形成が、同時並行的に、かつ急速に進展中
- REDD+は、天然林がプランテーション等への転換を食い止めることができるか？
現在最終段階に入っている「モラトリアム」の法的根拠となる大統領令がどこまで実効性を持つかがカギ

42

- REDDはコミュニティに大きな影響を与える可能性がある。

- 土地・森林利用の権利の侵害、生計への悪影響
- REDDからの収入に対する過度の期待
- 利益配分をめぐる紛争
- 依存

- REDD+の持つ投機的な性格

: 経済的「利益」が生じるが、いつ、どのくらい
生じるかはわからない

→ コミュニティの不安定化要因に？

43

ありがとうございました

44

<参照文献>

- Bernadinus Steni,ed. Beyond Carbon: Rights-based Safeguard- Principles in Law, HuMa, Jakarta, Indonesia. 2010
- Climate Alliance (IFCA). National Strategy REDD – Indonesia Readiness Phase 2009 – 2012 and progress in implementation. February 2010
- DNPI, Indonesia's greenhouse gas abatement cost curve, August 2010
- Greenpeace. Protection Money- How industry expansion plans would use climate funds to bankroll deforestation and undermine President Susilo Bambang Yudhoyono's commitment to low-carbon development. November 2010
- Dharsono Hartono. Katingan Peat Restoration and Conservation Project, Central Kalimantan. January 2011
- Indonesia REDD Strategy(Draft1 revised version). September 2010
- Jakarta Post. Reportage Locals claim they are uniformed about REDD. July 27 2010
- Letter of Intent between the Government of the Kingdom of Norway and the Government of the Republic of Indonesia on “Cooperation on reducing greenhouse gas emissions from deforestation and forest degradation”. May 2010, Oslo

45

- David Fogarty. REDD Alert: Making forests pa in a warming world. Reuters. December 2010
- Teguh Surya, WALHI – Friends of The Earth Indonesia. Ruining Ecological Dignity of Developing countries
- Minister of Forestry, Centre for Social Economy and Policy Research(FORDA), Indonesia Forest
- Wilistra Danny, GOI-IAFCP Coordinator. Kalimantan Forests and Climate Partnership (KFCP). Asia Forest Partnership (AFP) Meeting. Bali 5-6 August, 2010
- WALHI, HUMA, Sawit Watch, KpSHK, ICEL, Greenpeace. Common Platform on Saving Indonesia's Forest to Protect the Global Climate. October 2010
- Wandojo Siswanto, Senior Advisor to the Minister of Forestry on Partnership, Republic of Indonesia. Indonesia REDD+ Readiness, Demonstration Activities and Governance – progress and lesson learnt. Bali, Indonesia 4 - 6 August 2010

46

近年スリランカでは自然災害が頻発しており、深刻化する気候変動影響に対する早急な適応対策が必要とされている。特に洪水影響は甚大な被害をもたらしており、昨年末から今年にかけても各地で洪水が発生し100万人以上が被災している。

国際協力機構(以下JICA)は、1989年、2003年、2008年の大規模な洪水の実績を踏まえて、気候変動適応対策として4つの河川流域における洪水管理のための優先事業計画を進めている。

■ プロジェクト概要

プロジェクト名：スリランカ国南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査

期間：2010年1月～2011年9月

実施機関：

1) 防災センター(Disaster Management Center, DMC)

2) 灌溉局(Department of Irrigation, DOI)

目的：2006年10月から2009年3月にかけて実施されたJICAによる「防災機能強化計画調査」¹により、ケラニ川、カル川、ギン川、ニルワラ川流域の洪水対策マスター・プラン、予警報システムの運用能力強化やコミュニティ防災などの計画が策定され、短期対策に焦点を当てた優先プロジェクトが選定された。同調査において優先事業が選定され、本準備調査では、短期対策としての優先事業のフィジビリティ・スタディと既存施設の改修・更新計画を立案することを目的としている。

事業対象地



http://www.irrigation.gov.lk/JICA_Flood/areas.htm

■ 「防災機能強化計画調査」の優先事業と予想される環境社会影響

(環境社会配慮助言委員会資料より FoEJapan 編集)

対象流域	事業内容	予想される環境社会影響	環境影響評価
カル川	(1)堤防計画 一堤防総延長:約27.8km 一新規樋門(35箇所) (2)早期警報、モニタリングシステム (3)都市部開発の規制 (4)洪水に強い家屋建設の推進 (5)水防活動の推進 (6)実施機関の組織強化	・800世帯以上の移転 ・宝石採取、砂利採取業への影響 ・洗濯、炊事、沐浴、家畜飼育のための河川水アクセス、利用が阻害 ・堤防設置、改修のための森林伐採による土壌侵食	EIA 対象
ケラニ川	樋門の建設(改修9基、再建8基、新規1基) 下流域既存堤防の護岸整備	・20～30世帯 ・移転対象となる住民のほとんどが合法的な土地利用権を有していない ・砂利採取業への影響 ・生活用水としての河川水へのアクセス、利用が阻害	IEE 対象
ギン川	既存ポンプ場の改修(10基)		対象外
ニルワラ川	既存ポンプ場の改修(3基)		対象外

■ ステークホルダー協議(環境社会影響、非自発的住民移転)に関して

事業実施段階での地元の混乱及び政治的な介入を避ける為、全体に公開した説明会の開催は困難。住民によって選出された集落代表者がステークホルダーミーティングの対象者となる。移転対象の少ないケラニ川ではヒアリングをステークホルダー協議とする。(環境社会配慮助言委員会資料より)

¹ スリランカ国「防災機能強化計画調査」調査期間2006年10月～2009年3月（30ヶ月）総調査費約3.2億円

■ 現地の状況と課題

2010年10月、現地の状況やニーズを把握するためにFoE JapanとCenter of Environmental Justice(CEJ)が実施したプロジェクト対象地域の現地調査と住民やステークホルダーからの聞き取りにより、以下のような課題が上げられた。

・ 住民の適応対策と大規模住民移転の必要性

カル川、ケラニ川では堤防建設、延長が計画されているため大規模な住民移転の必要性が予想されている。しかしながら、カル川流域のラトナプラ地区では、多くの住宅(特に移転対象地域)が二階建てに建築され、洪水時に備えた設計になっており、すでに適応対策を導入していることがわかる。また住民によると、ここ数年洪水の頻度、水位共に低くなっているという。一方、ケラニ川下流域にも約20~30世帯の移転が必要になると予測されているが、実際には河川沿いに主にタミル人が3000人以上も非合法に小屋を建てて生活している。ケラニ川では堤防を一部拡張するだけということになっているが、堤防の内側、川岸に住む彼らは堤防延長によりさらなる浸水の深刻化が予想される地域に住み続けることになる。また、この地域の人々は行政の様々な働きかけにも応じず、どんなに家が水に浸かったとしても移転しないという。少なくとも彼らの生命を守る手段は堤防拡張事業ではないことは明らかである。

・ 川と共に生きる人々の生活、洪水がもたらす便益

4つの河川流域では、人々は川岸の近くに住み、農業用水や生活用水、収入源として河川に依存して生きている。堤防設置によって人々の生活様式は変化せざるを得なくなる可能性がある。合法・違法に関わらず河川からの砂利採取に従事する者も多いが、堤防を設置されると、砂利採取場にも支障を来たすことが予想され、貴重な収入源を失う可能性がある。また、カル川流域の稻作地は、洪水によって上流域から運ばれてくる栄養分によって化学肥料を必要としない肥沃な土壌を育んでいるが、堤防により稻作地へ養分が流れてこなくなり農業への影響も考慮しなければならない。

・ 日本の援助による高速道路事業と洪水影響

気候変動適応対策事業とされる同プロジェクトであるが、対象地域と1999年にアジア開発銀行、2001年に国際協力銀行(JBIC)が借款契約を締結した「南部交通網開発事業(STDP)²」の対象地域と重複している可能性もある。JBICは住民に事業影響を説明した当時、排水機能も考慮されており、洪水や浸水が悪化することはないと述べている。建設工事の始まった今、建設地周辺の洪水影響が深刻化している。建設が始まって以来、以前は雨が降っても一日で水が引いていた生活道路で一週間以上の浸水状態が続くと言う。JICAの準備調査には高速道路建設と洪水の因果関係に関しての調査は含まれていない。

・ コミュニティ防災

コミュニティ防災、いわゆるソフト事業も計画に含まれている。先行事業となるのが2006年~2009年にマスター プランの一環として実施された早期警報システムの導入等のパイロット事業である。JICAの報告書³によるとコミュニティと十分な関係が築けていたように評価されているが、6つのパイロットコミュニティの内、現在唯一活動が持続しているのは、事業前からすでに組織化が十分にできていたイスラムコミュニティ一つだけである。その他のコミュニティでは、JICAによる単発の研修だけでは組織化や能力向上まではできず、また住民のニーズや意見が反映されていないという不満の声が多い。通常、コミュニティ開発事業に3年間費やすとなると、事業者と受益者の間の強い信頼関係が生まれるものである。しかしながら本事業の場合、受益者はJICAから必要な指導やファシリテーションを受けたと感じておらず、また協力関係があったとも認識していない。事業の成否は対象コミュニティの既存の組織力に依存することになる。

・ 環境影響評価から外れた二河川のニーズと影響

環境社会影響評価の対象となるカル川、ギン川のステークホルダー協議が、住民参加を極めて限定的に計画されていることは、地域のニーズに反する、または住民の理解を得られない可能性を生じさせる。一方、ギン川、ニルワラ川流域のプロジェクトは、新規堤防設置等が含まれず、既存施設の改修、更新のみになるので、環境社会影響調査の対象から外されている。しかしながら、ニルワラ川の対象ポンプ施設により稻作地の塩害等の被害が出ており、住民は大きな不満を抱えている。関連する既存の堤防やポンプ施設の影響や住民ニーズに関して、十分な調査と住民協議を実施する必要がある。

本事業は広大な対象地域を含み、現在、まだフィージビリティ・スタディの段階であることから、新規建設物の有無にかかわらず、急速に変化している気候と、個別プロジェクト対象地域ごとの歴史的背景、社会状況、洪水要因、そして住民のニーズ等に関して入念な調査を実施した上で、マスター プランで提案された事業の是非や代替案を今一度検討しなおすべきである。

² 参考: FoE Japan: <http://www.foejapan.org/aid/jbic02/srilanka/index.html>

³ スリランカ国防災機能強化計画調査最終報告書



「二国間クレジット制度」について

「気候変動でお金はどう動く？ COP16の結果を受けて～」

2011年2月25日(金)

WWFジャパン 気候変動プロジェクトリーダー
小西雅子





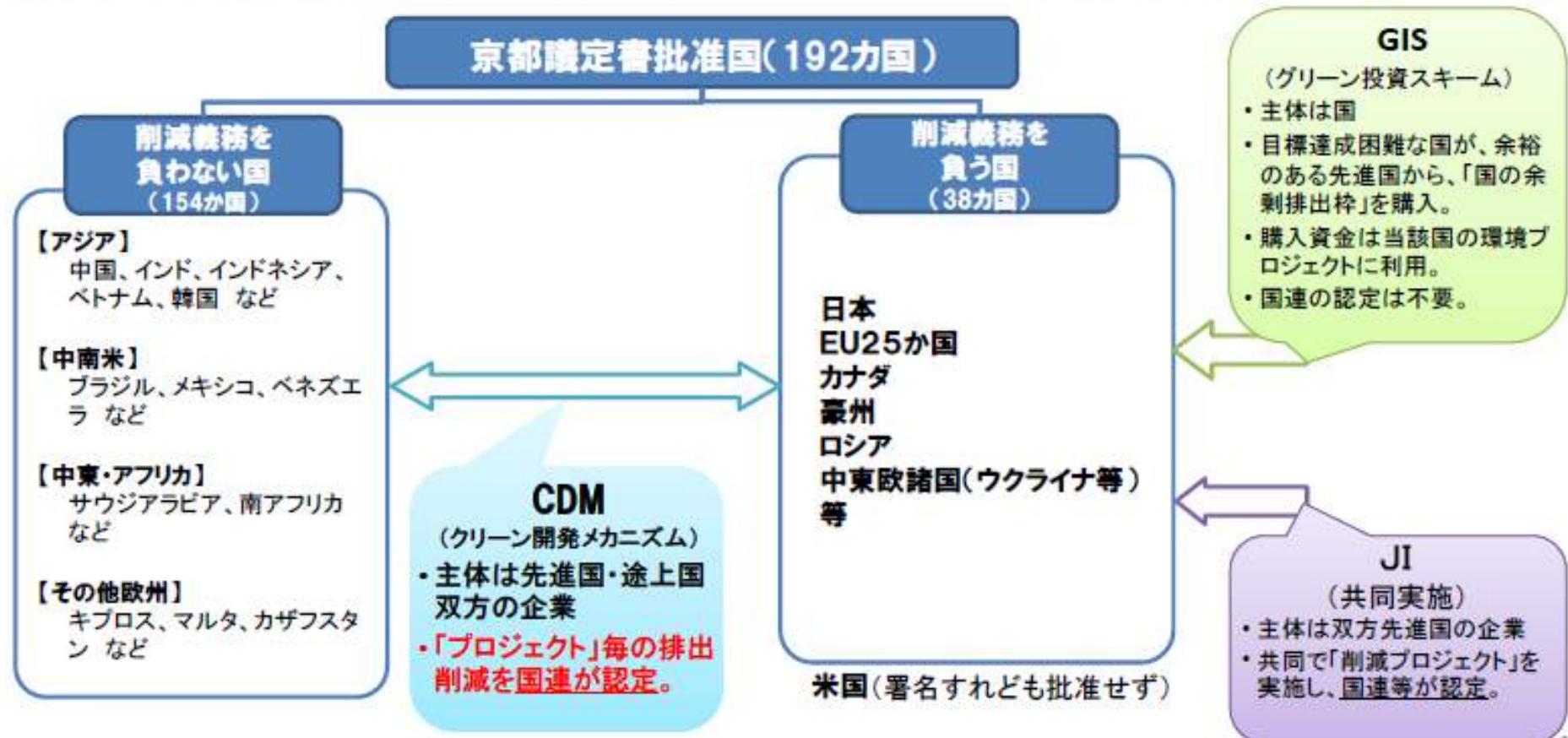
本日のポイント

1. 二国間クレジット制度(二国間オフセットメカニズムとも言う)とは？
2. 3省庁異なる思惑で混沌としている二国間の現状
3. 國際的に認められるための注意点
4. 今後の行方



京都議定書及びメカニズムの基本的構造

- 先進国の温室効果ガス排出量について、第一約束期間(2008~2012年)中の数値目標を伴う削減義務を規定。
- 途上国に対しては、数値目標等の義務は導入せず。
- 国境を越えた削減努力を促す仕組み（京都メカニズム）を導入→ CDM、GIS、JI



1

- ・ 経済産業省 地球環境小委員会政策手法ワーキンググループ 平成22年10月25日資料
- ・ http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004672/007_05_00.pdf



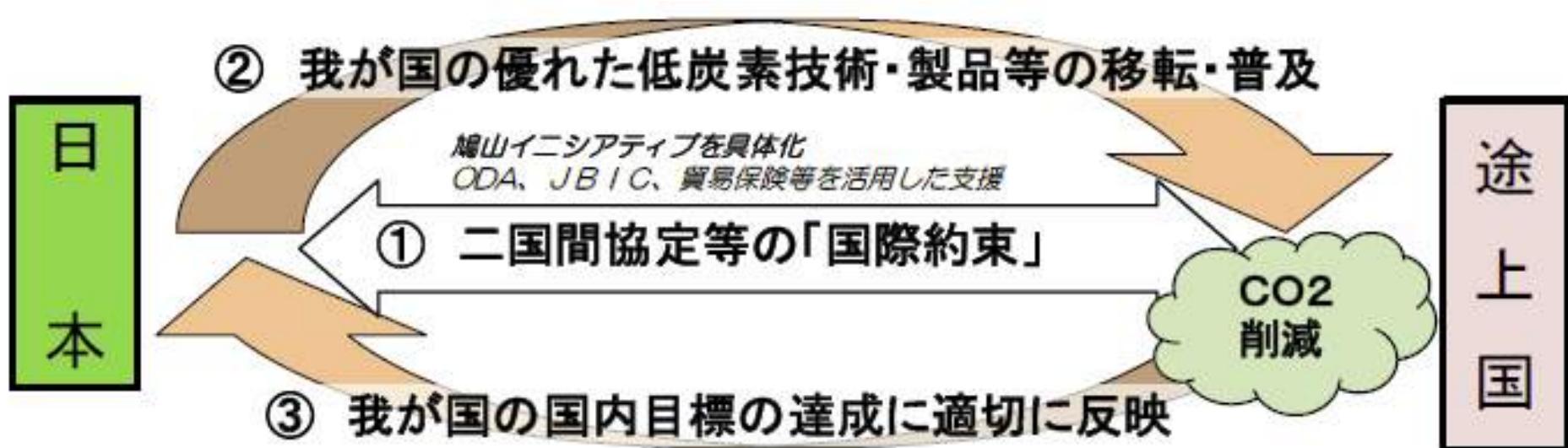
京都議定書クレジットに対する不満

1. 官民合計で約4億トンのクレジット取得、約6000～8000億円「国富の流出」
2. GISでは余剰排出枠を持つ東欧に集中、CDMでは7割以上中国に集中
3. CDMの対象分野への不満
 - 原子力、CCSは対象外
 - 省エネ製品は適用実績なし
4. CDM審査への不満
 - 国連による統一的管理が徹底し、準備から登録まで2年以上
 - 追加性に関する審査が厳しく、予見可能性が低い



1. 二国間クレジット制度とは (二国間オフセットメカニズムとも呼ばれる)

- 経済産業省・環境省は、日本の低炭素技術・製品の普及を通じた排出削減量を、二国間協定などを通じて日本の削減量として独自に認定する新たな仕組みとして構築し、鳩山イニシアティブを具体化するものとしている
- 制度実現に向けたFS(実証実験プロジェクト)開始。内容は原子力、石炭火力、鉄鋼、セメント、省エネ製品の普及など



- 経済産業省 地球環境小委員会政策手法ワーキンググループ 平成22年10月25日資料
- http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004672/007_05_00.pdf



経済産業省・環境省・外務省 それぞれ異なる思惑で様々な検討会が並存

一度で三度おいしい二国間クレジット？

- 企業のインフラ・製品輸出支援？
- 日本の削減目標の容易な達成手段？
- 途上国への資金・技術援助として活用？



経済産業省の資料

CO2削減新メカニズム～我が国の低炭素技術・製品等による国際的な削減への貢献～

海外貢献に関する新たな仕組み

背景

- 現在、国連が管理するCDM制度では対象分野の偏り、ビジネスリスクの高さなどから、限界。
- コペンハーゲン合意(COP15)は、国連を頼らず、各国が独自に行う取組に新たな可能性を提供。米国も、企業等の海外貢献を独自に認定する仕組みを法案に盛り込み。

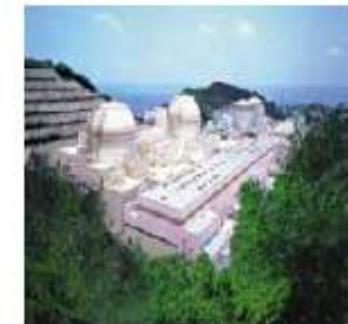
新たな仕組み

- 日本も、今まで実質的に認められてこなかった、高効率石炭火力発電所や原子力発電所などの日本が得意とする低炭素技術・製品の普及を通じた排出削減量を、二国間協定等を通じて日本の削減量として独自に認定する新たな仕組みを構築。
- 民間企業等の取組を協力に後押しすることで、鳩山イニシアティブの具体化を加速。

【我が国低炭素技術・製品(及び排出削減見込量)の例】

○高効率石炭火力発電所

- ・米中印国内の全ての石炭火力発電所に、日本の技術を適用した場合、日本一国分のCO2排出量の削減が可能(約15億トン)。



○原子力発電所

- ・原子力発電所1基あたりの年間CO2削減効果は約600万トン。

○鉄鋼分野

- ・日本の技術はほぼ利用可能な最先端の技術を保持。これを世界中に適用した場合の削減ポテンシャルは約3億6000万トン(日本の排出量の約28%)。

○セメント分野

- ・日本の技術はほぼ利用可能な最先端の技術を保持。これを適用した場合の削減ポтенシャルは約1億8000万トン(日本の排出量の約14%)。

② 我が国の優れた低炭素技術・製品等の移転・普及

日本

鳩山イニシアティブを具体化
ODA、JBIC、貿易保険等を活用した支援

① 二国間協定等の「国際約束」

CO2削減

③ 我が国の国内目標の達成に適切に反映

途上国

経済産業省の第1次パイロットプロジェクト

二国間クレジット制度 パイロットプロジェクト事業（一次公募：約5.3億円）

- 石炭火力、送配電、鉄鋼、セメント、再生可能エネルギー、道路交通、工場省エネ、REDDなど、温室効果ガス排出削減の観点から重要な分野につき各1～2件程度採択。
- 二国間約束に向けた政府協議の円滑な推進に資するよう、国別のバランスも考慮。

【第一次公募採択案件（8月10日公表）】

	対象分野	プロジェクト	対象国	提案者(共同事業者)
1	石炭火力	高効率石炭火力(超々臨界)	インドネシア	エネ研 (JPOWER)
2	石炭火力	高効率石炭火力(超々臨界)	ベトナム	東電(丸紅)
3	石炭火力	高効率石炭火力(超々臨界)	インド	みずほ情報総研(東北電力)
4	送配電網	高効率変圧器による送電ロスの減少	ベトナム	三菱UFJモルガンスタンレー(東北電力、日立金属)
5	再生可能エネルギー	地熱発電(新設・リハビリ)	インドネシア	三菱商事(西日本技術開発)
6	再生可能エネルギー	地熱発電(リハビリ)	フィリピン	東芝
7	鉄鋼	焼結設備への省エネ技術の導入	フィリピン	JFEスチール
8	鉄鋼	コークス炉への省エネ技術の導入	インド	新日本製鐵
9	セメント	セメントプラントにおける工場診断	ラオス・ミャンマー	太平洋エンジニアリング
10	道路交通	エコドライブ(デジタコの普及)	タイ	矢崎総業(トヨタ系)
11	工場省エネ	工場設備の最適化制御(byIT)	インドネシア	山武
12	工場省エネ	工場設備の最適化制御(byIT)	タイ	横河電機
13	製品CDM	省エネ住宅(エコハウス)	中国	野村総研(大和ハウス)
14	REDD+	途上国における森林保全対策	インドネシア	丸紅
15	REDD+	途上国における森林保全対策	ペルー	三菱商事

経済産業省の第2次パイロットプロジェクト

二国間クレジット制度 パイロットプロジェクト事業（二次公募：約2.9億円）

- 10月20日に採択結果を公表。
- 原子力、CCSのようなCDMの対象外の分野や、交渉上重要な国を中心に、質の高い案件を15件採択。

新規採択

【第二次公募採択候補案件（10月20日公表）】

対象分野	プロジェクト	対象国	提案者(共同事業者)
1 原子力	原子力発電の導入	ベトナム	東京電力
2 CCS	CO2の地下貯留/石油増進回収	インドネシア	アラビア石油
3 家電省エネ	高効率照明・省エネ家電製品普及促進	メキシコ	日本総合研究所(SMBC、東芝、パナソニック)
4 家電省エネ	家電(エアコン、冷蔵庫、給湯器、テレビ、照明)普及	ベトナム	三菱商事(主要家電メーカー)
5 化学	コーティング肥料使用によるN2O排出削減	マレーシア、インドネシア	ジェイカムアグリ(丸紅)
6 化学	自家発電設備・CHP設備の導入	タイ	みずほコーポレート銀行(住友化学)
7 水供給	海洋深層水利用による空調設備のエネルギー消費削減	モルディブ	日立プラントテクノロジー
8 道路交通	車載端末(デジタコ)試行導入	アジア域内 (ベトナム、ラオス、マレーシア、中国)	日通総合研究所(日本通運グループ)
9 工場省エネ	工場への高効率モーターシステムの導入	中国	安川電機
10 工場省エネ	業務用ビル空調制御システムの導入	マレーシア	日本総合研究所(SMBC、東芝)
11 REDD+	途上国における森林保全対策	ラオス	王子製紙
12 REDD+	途上国における森林保全対策	ブラジル	兼松
13 石炭火力	火力発電所における低品位炭利用の高効率化	インドネシア	双日(月島機械)
14 セメント	廃熱回収発電・廃棄物ガス化	インドネシア	川崎重工
15 セメント	塩素バイパス技術・バイオマス燃料化技術等の導入	マレーシア	宇部興産

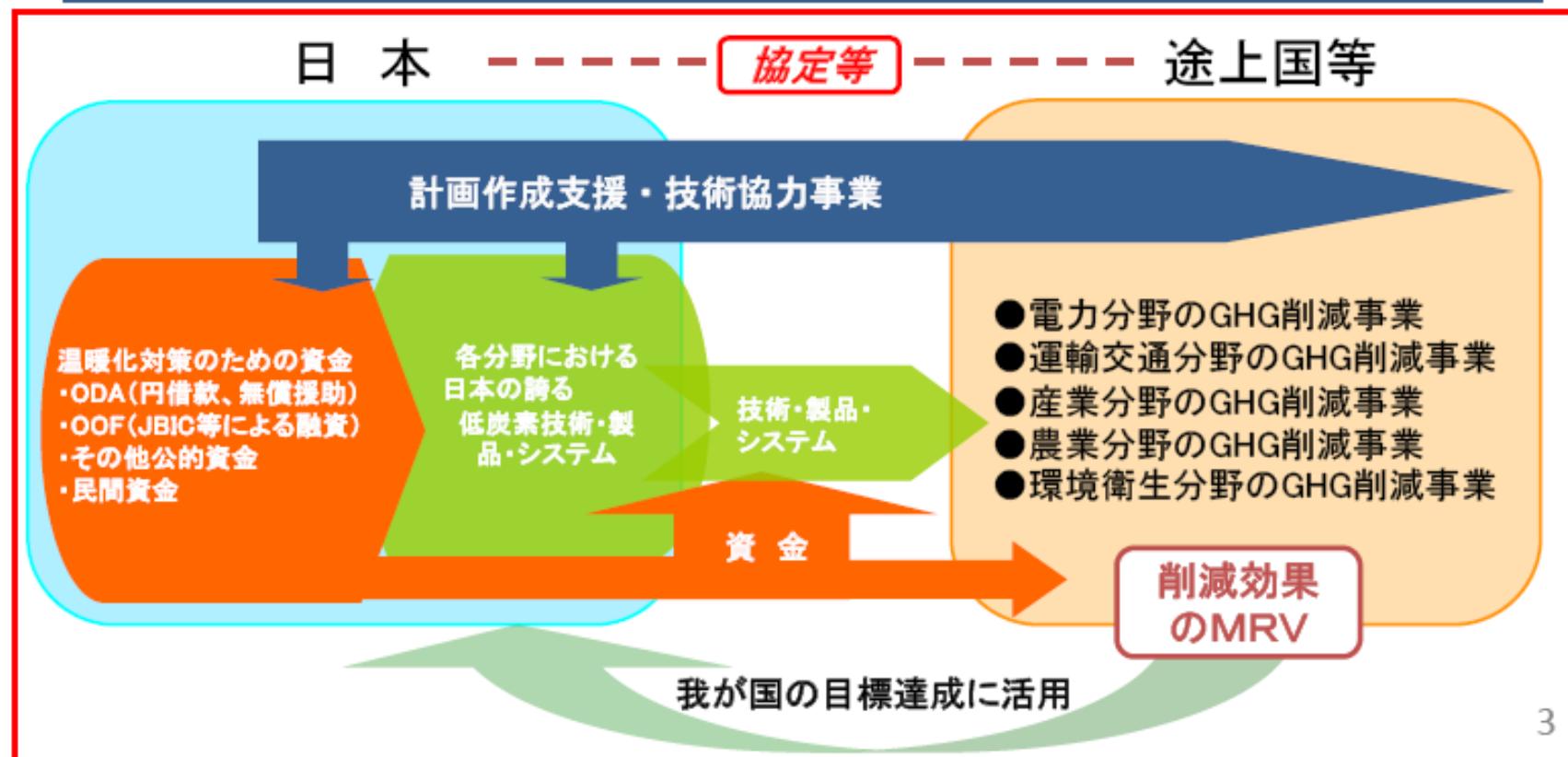
環境省の資料

二国間メカニズムのイメージ

【メカニズムが満たすべき要件】
国際的に受け入れられるものであること。
➢ 定量評価可能なGHG削減効果
➢ 国際的な水準のMRVが実施可能

【目標】
途上国と先進国が、技術移転の促進と排出削減等を通じて互恵関係を構築

途上国等政府との間で**協定等を締結**し、我が国の優れた技術や製品の提供等により実施する、途上国等の各分野におけるGHG削減事業を適切に評価し、我が国の貢献分として活用する。



環境省の実現可能性調査

新メカニズムに関する実現可能性調査

- ・1999年度からCDM/JIプロジェクトの実現可能性調査を183件実施しており、うち11件が国連登録済み。
- ・今年度からは新メカニズムに関する実現可能性調査も実施（公益財団法人地球環境センターが実施中）。ケーススタディを通じ、新柔メカニズムに関する知見・経験の集積を図ることを目的。

今年度採択した新メカニズム実現可能性調査の概要

【タイ】廃棄物及び廃水管理部門の総合的NAMA実現可能性調査

タイ国の廃棄物・廃水管理セクターを対象として、「7つのステップ」を用いて、NAMA構築の具体的方法論を提案するとともに、我が国が実施しやすいNAMAプロジェクトを抽出する

【ラオス】交通NAMA実現可能性調査

ビエンチャン都市交通マスターPLAN（道路網整備、公共交通整備、交通管理）の実施によるGHG排出削減についてMRVの実施可能性を調査

【インドネシア】泥炭管理NAMA実現可能性調査

スマトラ島の泥炭地で、人工的に排水されて乾燥した泥炭の分解・火災を防ぐため、小規模人工堰により人工水路の水位を制御し地下水位を回復する

二国間メカニズムに関連する活動

- ・上記案件毎に「タスクフォース」を設置し、そのアドバイスを受けつつ実現可能性調査を実施中
 - タスクフォースは、対象技術分野（廃棄物、交通、泥炭管理）やCDM/JI等を専門とする大学教授、研究者、コンサルタント等で構成される
 - 調査期間中に調査実施団体とタスクフォース構成員に加え、環境省担当官が出席する「タスクフォース会合」を開催し、情報の共有を行っている
- ・上記案件毎にホスト国の政府担当官や現地専門家等で構成する「ホスト国委員会」を調査実施団体の下に設置し、新メカニズムについて現地の理解を得ながら実現可能性調査を実施中
 - ホスト国委員会委員を日本に招聘し、環境省担当官との協議の場も設ける
- ・2011年度は新メカニズムについて30件以上の案件を採択予定
 - 実現可能性調査の結果について、東京及び大阪でシンポジウムを開催して普及を行う

環境省

当面のアプローチ

- 途上国等の間で以下のような取組を行う。
 - ◆ 新たなメカニズムを想定した案件の発掘や、既に実施されているキャパシティビルディング等の既存のチャンネルも活用しつつ、**二国間メカニズムに対する理解を深める。**
 - ◆ 理解が深まった途上国等との間で、上記取組の両国間の認知度を上げ、更なる取組の拡大を図るため、**協定の締結等に取り組む。**
- 上記取組と並行して、その成果も踏まえつつ、二国間メカニズムの制度設計をより精緻化するための検討を行う。
 - ◆ 現在のCDMの課題を踏まえ、多くの途上国にとってもメリットがあり、より追加的な削減を促すための制度。
- また、2013年以降の次期枠組みにおいては、**従来のメカニズムの改善**が図られるよう、また、次期枠組みの柔軟性メカニズムに、**二国間メカニズムが組み込まれるよう**、国際交渉において必要な主張を行う。



様々な思惑でまだ曖昧

- 経済産業省
 - 日本の産業界支援の姿勢
 - 原子力の推進、省エネ製品(消費ベースの排出対象)普及などCDMでは不可能 / 困難な案件推進
 - プロジェクトベース
- 環境省
 - NAMA(途上国の削減行動)の実証実験の姿勢
 - MRVの方法論確立などのパイロットプロジェクト的側面
- 外務省
 - 鳩山イニシアティブ(途上国支援)的側面





今後の注意点

- 国際的に約束した削減目標を、二国間でいわば勝手に決めたルールのクレジットで目標達成したと主張しても、国際的に認められない。
- ただ、国際交渉が停滞している現在、途上国の削減行動のあり方を検討するための実証実験事業は進めていくべきであり、ここで得たMRVなどの知見は、国際交渉の場に持ち込んで議論に貢献する姿勢は大切
- 国際ルールとして認められるためには、以下の4点に注意が必要である。
 - 対象案件の懸念
 - 補完性の懸念
 - 追加性の懸念
 - 排出削減量と資金援助のダブルカウント





1. 対象案件の懸念

- 原子力発電所の建設を、温暖化対策の排出削減プロジェクトとするのは、多国間交渉のルールで認められる可能性は非常に低い。
- 省エネ家電やエコ自動車などの普及は、消費ベースでの排出量の算出が必要となり、ベースラインの設定などで、正確な排出量の削減量は不可能となる。市場で通用するクレジットには厳格なMRVが必要であり、不正確な削減量では認められない。
- なお、CCSはカンクンCOP16の気候変動枠組み条約決定で初めてCDMに含まれることが認められた。ルール作りに注視が必要
- その他、現行のCDMで条件が厳しい案件(高効率の石炭火力発電所など) ⇔ 今後の多国間によるルール改善交渉の行方を注視





2. 補完性の懸念

- 本来、温暖化対策とは、国内の削減努力が主となるべきであり、オフセットは補完的な手段
- 日本の25%削減目標は、まだ内訳が明らかでない。十分に高い真水目標(=国内努力分)が明示されなければ、オフセット活用は、環境十全性を損なう





3. 追加性の懸念

- 多国間交渉によるCDMでは、追加性が条件となっている
「CDMプロジェクトにおいて認証される温室効果ガス排出削減量は、その排出削減プロジェクトを実施しなかった場合の排出削減量に対して追加的(additional)でなければならない」京都議定書の12条5(c)
- 追加性の概念が全くないまま、二国間クレジットを活用することになるならば、国際的に認められるクレジットにはなりえない
- ビジネスベースでも行われるプロジェクトから、クレジットが創出されれば、排出増につながる恐れもある
- ましてや、原子力発電などから大量のクレジットが創出されれば、その分先進国の排出削減が滞ってもよいことになる。そもそもの目的は、大規模な地球規模の排出削減であるはずが著しく逆行する動きとなる





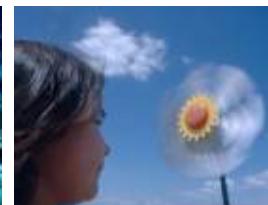
4. 排出削減量と資金援助 ダブルカウントの懸念

先進国の排出削減量と途上国の排出削減量のダブルカウント

- 先進国がクレジット購入を通じて自国の削減としてカウントしたものが、途上国においてもNAMA（途上国とのるべき削減行動）実施分としてカウントされると、排出量のダブルカウントとなる。枠組み全体で見ると、排出削減量の過大評価となってしまう。

先進国の目標達成のためのオフセットを途上国への資金援助としてダブルカウント

- 先進国の目標達成のためにクレジットを購入した資金を、途上国への資金援助としてもカウントすることは、資金のダブルカウントになる。これは途上国への資金拠出を宣言した公約の反故にもなる。





国際ルールになるかどうか、今後の動き

- そもそも「二国間クレジット制度は、いったい何のためのものなのか」が曖昧
- それぞれの異なる思惑が入り乱れる中、国際的に認められるスキームになるかは著しく不透明
- 気候変動枠組み条約は、2月21日締め切りで新マーケットメカニズムに関する提案受付
 - EU提案提出
 - 日本からは電気事業連合会が提案提出
 - 日本政府も提出予定？
- 12月ダーバンCOP17における次期枠組みのあり方と密接にからむ二国間クレジット制度、慎重に見極めていく必要あり





參考資料

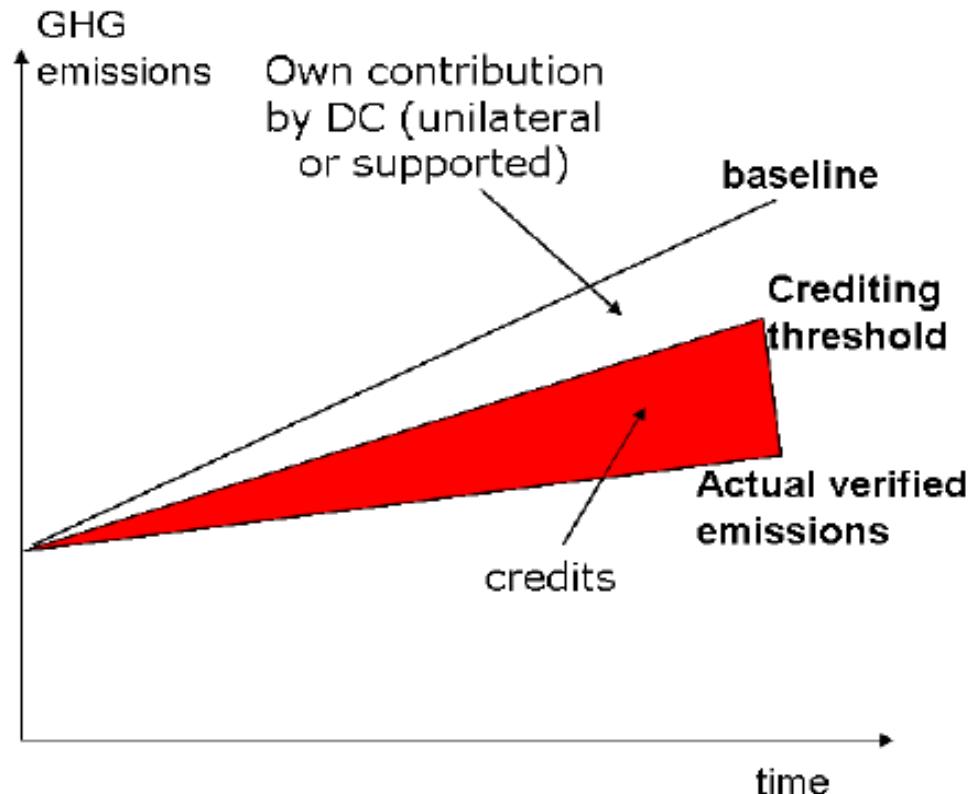


EU提案(2011年2月15日UNFCCC提出)

New market-based mechanisms to enhance the cost-effectiveness of, and to promote, mitigation actions

- セクトラルクレディティングとセクトラルトレーディングを提案
- プロジェクトベースではなく、セクタベース
- 主体は事業主ではなく、政府となる
- 環境十全性を重視
 - 削減量と資金双方のダブルカウントингを避けること
 - 補完性
 - 追加性

Figure 1: Net decrease of global GHG emissions



電気事業連合会

二国間オフセットに関する国連への意見書の提出 (2011年2月18日)

途上国、特にアジア諸国からの温室効果ガスの排出量は、途上国の経済成長に伴って増加し続けることが見込まれている。日本の電気事業者は京都メカニズムの活用を含む様々な手法を通じて、途上国の電力セクターにおける温室効果ガスの排出削減と持続可能な発展の支援に取り組んできた。CDM は一定程度まで私どもの取り組みの強化に貢献していると考えている。しかし、さらに途上国の緩和行動を促進させるためには、CDM の改善も必要である一方、途上国を支援する複数国間や二国間の手段を通じたメカニズムも認識されることが不可欠である。

先に述べたように、電力セクターの低炭素技術の普及と人材育成は気候変動の緩和に大きく貢献し、電気事業連合会は途上国の低炭素戦略への支援を継続する。このような取り組みは、結果として先進国の企業にとっては、取り得る最高技術の普及やベストプラクティスの共有への重要なインセンティブとなり、また、途上国にとっては支援を得るより大きな機会を生み出すことにつながる。さらなる協力強化のために、日本政府と産業界はいくつかの途上国と新たな二国間メカニズム創設の実現可能性調査を実施している。このプロセスにおいて、最大限環境保全を確保することや各国の国情の違いに配慮することは重要である。この点で、新たなメカニズムは、その取り組みが適正に評価されるとともに、プロジェクト参加者へ適切なインセンティブが提供されるプロジェクト単位でのメカニズム(企業間での協働も含む)を取り入れるべきであると考えている。

こうしたことから、電気事業連合会は、特にプロジェクト単位での「二国間オフセットメカニズム」などの様々なメカニズムが、AWG/LCA 結論文書に基づき創設される枠組みの下で十分に認知されることを強く要望する。



参照資料

- 環境省地球温暖化対策課 市場メカニズム室資料「二国間メカニズムに関する環境省の取組について」(2011年2月)

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/bilateral_moe_torikumi_.pdf

- 経済産業省 地球環境小委員会政策手法ワーキンググループ (2010年10月25日資料)

http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004672/007_05_00.pdf

- 経済産業省「京都メカニズムと新たなクレジット」

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/pdf/global_003.pdf

- 電気事業連合会「二国間オフセットに関する国連への意見書の提出」

http://www.fepc.or.jp/news/_icsFiles/afieldfile/2011/02/18/press0218_23.pdf

- EU submission “New market-based mechanisms to enhance the cost-effectiveness of, and to promote, mitigation actions” (2011年2月15日)

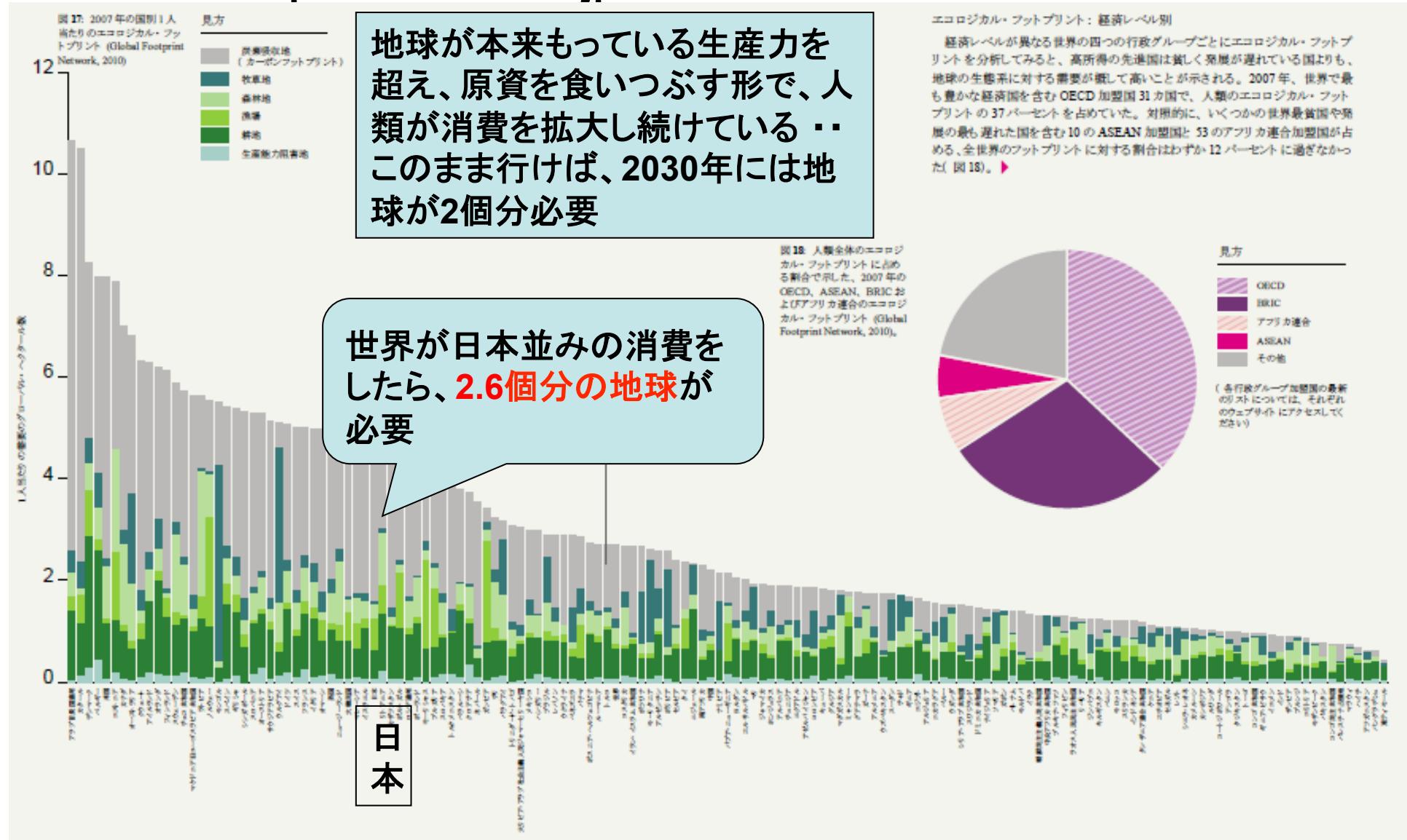
http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/hungary_submission_new_markets.pdf



WWF

『生きている地球レポート2010』

<http://www.wwf.or.jp/activities/2010/10/900013.html>





「地球温暖化の最前線」

小西雅子著
岩波ジュニア新書

WWFジャパン URL :<http://www.wwf.or.jp/>
WWFジャパン気候変動グループ Email:
climatechange@wwf.or.jp

